

墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例(案)  
パブリック・コメントの結果について

資料1

- 1 実施期間  
平成30年10月22日(月)から平成30年11月15日(木)まで
- 2 方法  
(1)周知方法 区のお知らせ(平成30年10月21日号)、区ホームページ  
(2)閲覧場所 障害者福祉課窓口、1階区民情報コーナー
- 3 意見の提出方法  
文書の直接持込み、郵送、FAX及びメール
- 4 意見募集の結果  
(1)意見提出者:51名、1団体  
(2)意見総数:214件

項目	意見概要	区の考え方
1	条例特有の文章であるため、内容を理解しにくい。 漢字に振り仮名を付ける等の工夫をして分かりやすい条例にしてほしい。 (同様の意見が他4件)	区の条例等における漢字使用等については、内閣法制局長官が定めた「法令における漢字使用等について」に準じた取扱いをする等、条例の規定の仕方は一定のルールに従っており、他の区条例との統一性等も考慮して条文の作成等を行っています。 条例の内容については、今後行っていく予定の啓発事業等の中で分かりやすい説明に努めていきます。
2	理念条例を制定するだけでなく、具体的な施策の実施とそのための予算措置が必要である。区が行うべき施策や予算措置について、具体的に条例に規定する等、明確に示してほしい。 また、具体的な事業を検討するに当たっては、広く意見を聞いた上で決定してほしい。 (同様の意見が他9件)	御指摘のとおり、障害のある方の意思疎通に係る理解の促進等や手話及び意思疎通手段の普及を図っていくには、条例を制定するだけでなく、具体的な事業を検討していくことが必要と考えます。 この条例は、障害のある方の意思疎通に係る理解の促進等に関し、基本理念や区の責務等を定めるものですので、具体的な事業については規定はしていませんが、条例の目的を達成するためにどのような事業を行うのが効果的なのか、関係者等と十分協議をしながら考えていきます。
3	「手話は言語である」ことを明記してほしい(できれば前文冒頭に)。	前文冒頭を「手話は、(略)言語です。」としているほか、第3条第1号では、「手話は、(略)言語であること。」を基本理念として、障害のある方の意思疎通に係る理解の促進等を行うことを規定しています。
4	【文言の修正】 前文冒頭 「手話は意思疎通のための手段のひとつであって、…」 「手話は意思疎通のための手段のひとつであり、…」	御意見として承ります。

5	<p>【文言の修正】 前文2段落目 「また、障害者基本法は、全て障害者は、…」 「また、障害者基本法では、全て障害者は、…」</p>	<p>当該部分の文末を「としています。」としていることから、「障害者基本法は、」とすることが適切と考えます。</p>
6	<p>【文言の修正】 前文2段落目 「意思疎通のための手段に係る…」 「意思疎通のための手段に係る…」</p>	<p>当該部分については、御指摘のとおりとなっています。</p>
7	<p>【文言の修正】 前文の最終に追加 「(手話は言語である) 私たちは、手話を言語として認識するとともに、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを旨とし、この条例を制定します。」</p>	<p>条例の規定の仕方は一定のルールに従っており、他の区条例との統一性等も考慮して条文の作成等を行っています。 また、(手話は言語である)を除き、当該部分については、御指摘のとおりとなっています。</p>
8	<p>手話等の歴史を前文に盛り込み、ろう者をメインとした条例を制定してほしい。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
9	<p>第2条について、見易い文章配置をした方が良いでしょう。</p>	<p>条例の規定の仕方は一定のルールに従っており、他の区条例との統一性等も考慮して条文の作成等を行っています。</p>
10	<p>定義規定について、「(1) 障害者とは ……」とする等、「～とは」という書出しにした方が良いでしょう。 (同様の意見が他1件)</p>	
11	<p>「手話」及び「ろう者」の定義規定を次のように設けてほしい。 「手話とは ろう者により用いられる手指動作(手の形、動き、位置などにより 意味を伝える言語であり)、非手指動作と呼ばれる顔の表情やあごの動きなどが文法的な機能を有し、これを同時に使う視覚を利用する言語を言う。」 「ろう者とは 手話を言語として使用し日常生活又は社会生活を営む者をいう。」 (同様の意見が他2件)</p>	<p>定義規定は、その条例に使用される用語の意義を明確にし、解釈上の疑義を生じさせないために設けるものです。このため、解釈上の疑義が問題となることがない言葉については、定義規定を設ける必要がないと考えられます。 なお、御指摘のように「手話」を定義した場合、手話を狭義に解することとなり、かえって条例の趣旨を損なう結果になるおそれがあると考えられます。</p>
12	<p>ろう者に対するコミュニケーション方法に身振りも入れてください。</p>	<p>障害のある方が意思疎通を図るために必要とする手段は、この条例における「意思疎通手段」に含まれます。</p>

13	<p>第2条(2)について、意思疎通手段を「(手話を除く。)」ではなく、「手話」も明記してほしい。また、盲ろう者の意思疎通手段である「触手話」も明記してほしい。条例案に盲ろう者及び触手話について何も記載がないので、第2条でなくてもよいので、どこかに含めてほしいです。</p>	<p>各条文で「意思疎通手段」の語を用いる場合は、全て「手話及び意思疎通手段」としているため、「意思疎通手段」の定義から「手話」を除いています。  「触手話」の明記等については、御意見として承ります。  なお、障害のある方が意思疎通を図るために必要とする手段は、この条例における「意思疎通手段」に含まれます。</p>
14	<p>第2条第2号について、「音訳」の語を使用するのであれば「点字」は「点訳」と、「点字」の語を使用するのであれば「音訳」は「音声」とするのが適当ではないか。  また、「意思疎通手段」の定義として、「拡大図書(拡大文字)」及び「LLブック」を具体的に列挙すべきではないか。</p>	<p>第2条第2号では、「音訳(略)並びに点字(略)の使用」と規定しています。  意思疎通手段として例示するものについては、御意見として承ります。</p>
15	<p>第3条(2)「障害のある人となない人が互いを理解し」の部分は、「障害の有無にかかわらず全ての区民が互いを理解し」の方が良いと思う。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
16	<p>(区の責務)第4条の項目でもっと具体的に示してほしい。</p>	
17	<p>意思疎通は障害者側だけが望むものではなく、障害のない者との双方をつなぐものであるから、第4条及び第6条の「障害者が手話及び意思疎通手段を円滑に利用し」を「障害者も障害のない者も手話及び意思疎通手段を円滑に利用し」としてほしい。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
18	<p>第4条について、「区は、障害者の意思疎通に係る理解の促進(略)を図る」を「区は、区民や事業者に対し、障害者の意思疎通に係る理解の促進(略)を図る」とし、区民や事業者に対しても普及を図ることをもっと明確化した方が良い。</p>	
19	<p>前文の趣旨を達成するために、区民及び事業者に情報を提供することも区の義務ではないか。</p>	<p>前文の趣旨を達成するために、区が区民及び事業者に情報を提供していくことは当然必要であると考えます。</p>
20	<p>(区民の役割)第5条の推進する施策に努力するよう努めるの文章で具体的に示してほしい。</p>	<p>御意見として承ります。</p>

21	<p>【文言の修正】 第6条第2項 第2項を第1項とまとめる。冒頭に文言追加。 「区は、…」 「また、区は、…」</p>	<p>条例の規定の仕方は一定のルールに従っています。</p>
22	<p>第6条第2項について、事業者は、この条例や意思疎通手段の知識が少ないと思われるので、区は、「必要に応じ」ではなく、もっと積極的に情報提供等を行ってほしい。</p>	<p>御指摘の趣旨については、条例立案の参考にさせていただきます。</p>
23	<p>第7条第4号について、区が実施する施策に、手話等による区政情報の発信を加えてほしい。 (同様の意見が他6件)</p>	<p>条例立案の参考にさせていただきます。</p>
24	<p>第7条 (4)「点字」、音訳等による区政情報の発信とありますが、音訳に対する言葉としては「点訳」が適切かと思えます。「点字」に対するなら「音声」です。</p>	<p>条例立案の参考にさせていただきます。</p>
25	<p>理念がよく理解できるので、前文も条例に含めてほしい。 また、第1条の目的規定の次に、基本理念を規定した方がその理念が良く伝わるのではないか。</p>	<p>前文も条例の一部となります。 また、総則的規定として定義規定を設ける場合は、目的規定又は趣旨規定の次に置くのが法令及び条例の一般的な形式となります。</p>
26	<p>「障害者は、区や事業者に情報を求める権利がある。」等、障害者の権利についても明文化してはどうか。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
27	<p>ろう者以外の身体障害者にも意思疎通に支障を来している人がいるので、ろう者以外の言語障害者を考慮して、一步進んだ条文を加えてほしい。</p>	<p>この条例は、手話だけでなく、その他の障害のある方の意思疎通に関しても規定する内容となっています。</p>
28	<p>手話は、決して音声の代わりではない。ろう者は、音声で話をするができないから、その代わりの手段として手話を使っているということではない。 ろう者は、他のろう者と接することにより、自然に視覚による言語である手話を使うようになるのである。 「音声以外の言語で話をする人もいるのだ」といった文言を条例の中に盛り込めば、良い視点を持つ区民が育つと思う。</p>	<p>御意見として承ります。 御指摘の趣旨(考え方)については、今後、啓発事業等を検討していく上で、参考にさせていただきます。</p>